

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正(案)について

工場や事業場からの汚水等の排出や地下浸透については、水質汚濁防止法(以下、「水濁法」という。)に基づき全国一律の規制が行われているが、本県では、香川県生活環境の保全に関する条例に基づき、法の規制対象以外の事業場を対象に独自の規制基準等を設定し、排出水の濃度規制や地下浸透規制を行っているところである。

国は、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるトリクロロエチレンについて、平成 26 年 11 月に環境基準値の見直しを行った。また、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提とし、平成 27 年 9 月に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、トリクロロエチレンの排水基準が変更された。

これを受け、法の規制対象以外の事業場を対象にした独自の規制基準を定める、香川県生活環境の保全に関する条例(昭和 46 年香川県条例第 1 号)(以下、「条例」という。)の施行規則改正を検討している。

1 国(環境省)の動向

平成 26 年 11 月に、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康を保護に関する環境基準の項目であるトリクロロエチレンについて、新たな知見を踏まえ環境基準値の見直しを行った。

表 1 トリクロロエチレンに係る環境基準の見直し(平成 26 年 11 月)

	改正後	改正前
水質環境基準	0.01 mg/L	0.03 mg/L
地下水環境基準	0.01 mg/L	0.03 mg/L

このような状況を踏まえ、新たな環境基準の維持・達成が図られることを前提として、平成 27 年 9 月に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令が公布され、トリクロロエチレンの排水基準が変更された。(併せて、トリクロロエチレンの地下水の浄化措置命令に関する浄化基準も変更された。)

表 2 トリクロロエチレンに係る排水基準の改正(平成 27 年 9 月)

	改正後	改正前
トリクロロエチレン	0.1 mg/L	0.3 mg/L

※改正の考え方：現行のとおり、環境基準の 10 倍値

2 本県における公共用水域の状況

本県では、平成 22 年度から平成 26 年度に実施した公共用水域の水質調査の結果、トリク

ロロエチレンの環境基準の超過はない。

表 3 公共用水域のトリクロロエチレンに係る調査結果 (H22～26)

年度	検出件数/測定地点数		基準値超過 地点数	環境基準 (mg/L)
	河川	海域		
H22	0/17	0/10	0	0.03
H23	0/17	0/10	0	
H24	0/17	0/10	0	
H25	0/17	0/10	0	
H26	0/17	0/10	0	0.01

3 本県条例における排水規制等の考え方

(1) 本県条例における排水規制

条例は、汚水等排出施設を設置する工場又は事業場（以下、「汚水等排出工場等」という。）及び、人の健康にかかる被害を生ずるおそれがある物質（以下、「汚水等有害物質」という。）を定め、排水基準を設定するとともに地下への浸透を規制している。この排水基準は、水濁法と同じ項目ごとに同じ値を設定している。

(2) 排水基準

本県では前述のとおり、県内の公共用水域においてトリクロロエチレンは環境基準を満足しており、水濁法より厳しい排水基準値を設定する必要はないと考えられるため、水濁法と同等の排水基準値を適用させることが適当であると考え。また、経過措置についても水濁法を準用し、既存の汚水等排出工場等に対しては、改正条例施行規則の施行後 6 月間はトリクロロエチレンに係る排水基準を適用しない措置を講じることとする。

(3) 暫定排水基準

国は、工場等の排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等についての評価を行い、現時点において現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種ごとに定め、将来的な排水対策及び技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこととして暫定排水基準及びその適用期間を設定している。

今回の水濁法の改正では、現在適用されている排水対策や排水処理技術によって、新しい排水基準の濃度レベルに対応が可能であることから、いずれの業種についても、暫定排水基準は設定されていない。このことを踏まえ、本県においても、暫定排水基準は設定しない。

4 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正について

3に示す考え方により、香川県生活環境の保全に関する条例施行規則(昭和 49 年香川県規則第 42 号)を新旧対照表(別添資料)のとおり改正する。

5 香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正のスケジュール

公布：平成 28 年 3 月末

施行：平成 28 年 4 月 1 日

参考資料

【物質に関する情報】

水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて(答申)(平成 27 年 4 月:中央環境審議会)から抜粋。

化学物質名	トリクロロエチレン
人への健康影響	<p>ヒトでは、トリクロロエチレン暴露により神経、肝臓、腎臓に対する有害影響が引き起こされる。また、慢性の職業暴露により肝臓、腎臓、ホジキン病および非ホジキンリンパ腫の発症リスクが上昇することが示唆されている。国際がん研究機関(TARC)の発がん性分類では、「人に対する発がん性がある」とされるグループ1に分類されている。</p> <p>実験動物では、神経系、腎臓、肝臓、肺および免疫系に対する非発がん影響およびマウスで肝臓、肺およびリンパ腺、ラットで腎臓と精巣に腫瘍の発生増加が認められている。</p>
主な用途	<p>トリクロロエチレンは、従来、衣料のドライクリーニング用及び金属機械部品の脱脂洗浄剤、医薬品、香料、ゴム、塗料、樹脂等の溶剤として使用されてきた。</p> <p>現在では、主に代替フロンガスの合成原料及び機械部品や電子部品の脱脂洗浄剤として使用されている。洗浄剤としては、羊毛や皮革から余分な油分を取り除くためにも使われている。また、工業用溶剤として、油脂、樹脂、ゴムを溶解したり、染料や塗料を製造する時の溶剤などに使用されたりしているほか、わずかではあるが試薬として用いられている。</p>

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(案)

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																				
<p>別表第10（第23条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="203 448 568 491">略</td><td data-bbox="568 448 1075 491"></td></tr><tr><td data-bbox="203 491 568 534">トリクロロエチレン</td><td data-bbox="568 491 1075 534">1リットルにつき<u>0.1ミリグラム</u></td></tr><tr><td data-bbox="203 534 568 577">略</td><td data-bbox="568 534 1075 577"></td></tr><tr><td data-bbox="203 577 568 620">備考</td><td data-bbox="568 577 1075 620"></td></tr><tr><td data-bbox="203 620 568 663">略</td><td data-bbox="568 620 1075 663"></td></tr></table>	略		トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u>	略		備考		略		<p>別表第10（第23条関係）</p> <table border="1"><tr><td data-bbox="1193 448 1559 491">略</td><td data-bbox="1559 448 2065 491"></td></tr><tr><td data-bbox="1193 491 1559 534">トリクロロエチレン</td><td data-bbox="1559 491 2065 534">1リットルにつき<u>0.3ミリグラム</u></td></tr><tr><td data-bbox="1193 534 1559 577">略</td><td data-bbox="1559 534 2065 577"></td></tr><tr><td data-bbox="1193 577 1559 620">備考</td><td data-bbox="1559 577 2065 620"></td></tr><tr><td data-bbox="1193 620 1559 663">略</td><td data-bbox="1559 620 2065 663"></td></tr></table>	略		トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u>	略		備考		略	
略																					
トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.1ミリグラム</u>																				
略																					
備考																					
略																					
略																					
トリクロロエチレン	1リットルにつき <u>0.3ミリグラム</u>																				
略																					
備考																					
略																					

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に設置されている香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第2条第8項の汚水等排出施設（設置の工事がなされている施設を含む。）を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される水のトリクロロエチレンについての同条例第24条第1項に規定する排水基準は、この規則の施行の日から6月間は、改正後の香川県生活環境の保全に関する条例施行規則第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。